

令和5年度「市町ホール活用支援事業」



兵庫県マスコットはばタン

1 事業目的

市町ホールの活性化、県内公立文化施設間等の連携強化を図るため、県内複数の公立文化施設（市町ホール等）が、音楽や演劇等の大型自主公演を共同で企画する事業を支援します。

2 事業の内容

助成対象者
県内市町、県内公立文化施設(市町ホール等)を管理運営する指定管理者 ◆ 1助成対象者につき1年度1事業を対象とします。 ◆ 公立文化施設(市町ホール等)において、自主的に舞台公演事業を実施する者。 ◆ 次は対象外です。 <ul style="list-style-type: none">・ 国、県外の地方自治体等行政機関・ 芸術文化団体、NPO法人、実行委員会等の団体等 (実行委員会等の構成団体に県内市町の行政機関や県内公立文化施設等を管理する指定管理者が加入する場合も対象外)
助成対象事業
助成対象者が自ら企画及び主催し、次に掲げる要件をすべて満たすもの ① 県内2市町の助成対象者が共同で企画した同一内容の自主公演事業で、かつ、原則として連続する2日間に分けて開催する芸術分野の舞台公演(※) ② 原則として、神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路の各地域のうち、異なる2地域で行う自主公演事業 ③ 助成対象者が管理運営する県内公立文化施設(市町ホール等)を活用した芸術分野の舞台公演 ④ 令和5年4月1日～令和6年3月31日に実施完了する事業 ⑤ 同一事業について兵庫県又は兵庫県の外郭団体から他の助成金等の支援を受けていない事業 ※「芸術分野の舞台公演」とは、オペラ、バレエ、モダンダンス、ミュージカル、オーケストラ、室内楽、声楽、器楽、新劇、邦楽・邦舞、能・狂言、人形浄瑠璃、寄席芸能等の舞台芸術公演をいう。 ◆ 次は対象外です。 <ul style="list-style-type: none">・ 宣伝や営利を目的としているとみなされる事業・ ご当地ヒーロー、ゆるキャラなどによるアトラクション公演・ 大衆演劇や歌謡ショーなどの大衆芸能（落語は除く）
助成対象経費
公演出演料（出演費、舞台費、旅費等） ※申請、報告の際には、公演出演料（全額）の見積書、請求書が必要。
助成金額
2,000,000円（上限額）以内 ※負担割合：(公財)兵庫県芸術文化協会と各補助対象者と応分負担（協会:施設①:施設②=1:1:1）

3 申請について

- (1) 締切日：令和5年3月10日（金）
- (2) 方法：申請様式を当協会ホームページよりダウンロードのうえ、下記のE-mail宛に申請してください。

※申請様式は **兵庫県 市町ホール活用支援事業** で検索。

(3) 問い合わせ・申請先

公益財団法人兵庫県芸術文化協会「市町ホール活用支援事業」係
〒650-0011神戸市中央区下山手通4-16-3
[TEL:078-321-2002/FAX:078-321-2139]

Email: sinkoubu@hyogo-arts.or.jp 平日9:00～12:00、13:00～17:30

※本事業の実施は令和5年度予算の兵庫県議会での成立が前提となります。